

2020年6月11日

内閣総理大臣
安倍晋三殿

平和と民主主義をめざす全国交歓会(ZENKO)
〒536-0016 大阪市城東区蒲生1丁目6-21
山川 よしやす TEL:090-8536-3170

検察庁法改正案の廃案を求める請願書

【請願趣旨】

検察庁法改正案が抱える闇は深い。継続審議で「先送り」せず、直ちに廃案にすることを求める。

今回の問題は、黒川弘務東京高検検事長定年延長に端を発する。今年1月31日、政府は閣議で本来2月7日定年であった黒川氏の定年を半年延長することを決めた。稲田検事総長が8月に退任した後任につけることを狙うものであった。

検察庁法では、検察官の定年を63歳、検事総長のみを65歳と定めている。人事院も1981年に、「検察官に国家公務員法の定年制は適用されない」と答弁している。しかし安倍首相は、「今般、検察官の定年延長に国家公務員法の規定が適用されると解釈することにした」と答弁し、従来の政府見解を押し曲げ、国家公務員法に基づき定年を延長した。

首相の答弁を受け人事院担当局長は、「現在まで(81年)当時の解釈は続いている」とした人事院答弁を撤回し「解釈変更の決裁を口頭で行った」などと、ありえないことを答弁した。またその後の報道で、政府が1月30日に閣議決定した黒川氏の定年延長について、法務省がその違法性や訴訟提起の可能性を検討した文書を保存していないことまで明らかになっている(毎日新聞2020年5月16日)。

安倍政権は検察庁法を遵守せず、法解釈の変更で定年延長を決めたという前例なき閣議決定について、政府がその法的根拠をどう検討したか検証する術を、またも市民・有権者から奪い去ろうとしている。偽造、ねつ造、隠ぺいの体質は許しがたいものである。

安倍首相は、「桜を見る会」前夜祭について公職選挙法、政治資金規正法など662人の弁護士・法学者による刑事告発を受けた。安倍政権は黒川氏を検事総長に据え、検察を政権のコントロール下に置くことで、自ら直接関与した「桜を見る会」「森友・加計疑獄」をはじめ、秋元・カジノ問題、河井・公職選挙法違反などを不問に付そうとしている。

市民、有権者は、姑息な安倍政権のたくらみを見抜いている。怒りは急速に広がり、検察庁法改悪案の今国会成立は見送られた。その後、黒川氏はコロナ緊急事態宣言下のマージャン賭博行為が発覚し、辞職した。しかし黒川氏に対する安倍内閣の処分は懲戒を求めず、処分内容の判断さえ検察側に押し付けようとしている。安倍首相は「責任は私にある」と繰り返すが、責任を取ったことは一度としてない。

黒川氏の辞任で幕引きにしてはならない。検察庁法改正案について、複数の検察OBから反対の意見書が提出されている。なによりも憲法と法律を歪め、好き勝手に法解釈を変更してきた安倍政権を市民は許してはいない。安倍政権の支持率急落は、それを端的に示している。

政権内部からも“安倍終焉、と揶揄される今、内閣総理大臣として真摯に市民・有権者に向き合わなければならない。責任を取らなければならない。以下、請願する。

【請願事項】

1. 検察庁法改正案を継続審議で「先送り」せず、直ちに廃案にすること。
2. 安倍首相をはじめ、全閣僚は直ちに辞職すること。

以上。請願書作成日(2020年5月28日)。